

# 働き方改革チェックリスト

2024年4月以降も医療機関で働き方改革を進めるためには、新しい36協定の様式による届出、面接指導の実施（内側をご参照ください）のほかにも大切なことがあります。基本的な内容をピックアップしていますのでチェックリストとしてご活用ください。

## STEP 01 適切な労働時間管理の実施・継続

- 労働時間管理は客観的な方法（タイムカードや勤怠管理システムなど）で行っている
- 副業・兼業先の労働時間を把握するための仕組みがあり、適切に運用されている
- 宿日直許可取得後の適切な労働時間管理がなされている（通常の業務が発生した場合に労働時間として適切に管理しているなど）
- 医師の研鑽について、医師の意見を聴きながらルールや手続きを文書で明文化している
- 勤務間インターバルを考慮した勤務シフトを作成し、勤務間インターバルを確保できなかった場合に必要な代償休息を付与している
- 医師労働時間短縮計画に基づく取組を着実に実施し、必要に応じた内容の見直しを行っている

※下線部は特にB・連携 B・C水準の指定医療機関

etc.

## STEP 02 医療機関全体の働きやすい環境の整備と働き方改革の推進

- ハラスメント対策のための体制がある（相談窓口の設置など）
- 子育て・介護などを行う職員への支援を整備し、広く周知している（短時間勤務など）
- 長時間労働を前提としない人事評価体系・キャリア形成ステップ等を整備している
- タスク・シフト/シェアの推進などの働き方改革を進めていく体制がある（医師を含めた多職種の会議体の設置と取組など）

etc.



いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）では、医師や医療従事者の勤務環境改善に関する情報を集約しています。



医療機関のみなさまへ

2024年4月から医師の働き方に関する新ルールが始まりました

…ススメ！

# 医療機関の働き方改革



What's New? 36協定&面接指導

ページをめくって詳しくチェック▶

